

令和2年度文化資源活用事業費補助金（文化財多言語解説整備事業）事業
「文化財を活用したインバウンド向け周遊サイト構築事業」仕様書

1. 委託業務名

令和2年度文化資源活用事業費補助金（文化財多言語解説整備事業）事業
「文化財を活用したインバウンド向け周遊サイト構築事業」

2. 業務の概要

(1) 事業の目的

香川県においては、直行便4市場（韓国、台湾、中国、香港）をはじめ、欧米豪等からのインバウンド誘客を促進しているところ、過去5年間の伸び率は6.5倍と全国の伸び率である3.1倍を大きく上回っており（平成30年観光庁「宿泊旅行統計調査報告」より）、今後も更なる増加が期待されている。

上記市場等では、訪日観光客のFIT化が進んでいるほか、訪日リピーターも増加傾向にあり、日本の文化についてさらに深く理解したいというニーズが多くなってきている。

こうした中、旅行者のニーズに細かく応え香川県を訪れた際の満足度を向上し、香川県内の文化財について正しい理解を促すために、令和2年度文化資源活用事業費補助金（文化財多言語解説整備事業）を活用し、文化財を活用したインバウンド向けWebサイトを構築することで、より一層のインバウンド誘客を図るものである。

(2) 実施主体

公益社団法人香川県観光協会（以下、「発注者」とする。）

3. 業務内容

発注者と協議のうえ、次の仕様を反映したインバウンド向けWebサイトの整備を行うこと。

(1) 整備するWebサイトの概要

香川県内に所在する国指定等文化財を活用し本県の魅力を紹介するとともに、外国人観光客が楽しみながら県内を周遊し満足できる仕掛け等を付与するなど、外国人観光客にとって分かりやすく使いやすい内容（多言語で先進的・高次元なもの）とすること。

(2) 掲載するコンテンツ

香川県内に所在する国指定等文化財等について、多言語での解説文を掲載すること。

ただし、「総本山 善通寺」、「別格本山 白峯寺」、「旧金毘羅大芝居」、「史跡高松城跡 玉藻公園」、「神谷神社」、「丸亀城」の6つについては必ず掲載することとし、その解説文には、発注者において観光庁事業「地域観光資源多言語解説整備事業」により作成済みまたは作成予定のものを原則として使用すること（作成したのは英語文のみ）。

(※参考：<https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/multilingual-kaisetsu.html>)

それ以外のコンテンツについては、受託者の創意工夫に委ねるが、香川県独自の文化財である「四国遍路」についても紹介することが望ましい。

(3) 使用言語

英語、韓国語、中国語（簡体字・繁体字）の4言語とする。

(4) 多言語解説文

多言語解説文の作成にあたっては必ず英語解説文を制作し、観光庁「魅力的な多言語解説作成のポイントをまとめた指針」「スタイルマニュアル」に準拠すること。その際、原則として、文化財等のライティング経験があるネイティブの執筆者が執筆し、第三者による専門家が監修すること（観光庁専門人材の活用を推奨）。

※「スタイルマニュアル」、専門人材リスト等は、上記参考URLを参照。

英語以外の言語についても、第三者による専門家が監修すること。
「文化財の多言語解説案内板の制作指針」を踏まえた内容とすること。

※参考URL

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/tagengokaiseiki_seibijigyo/92059901.html

- (5) 地図によるガイド・ナビ機能の設置
観光客を県内の文化財に案内するための地図機能をウェブサイト内に埋め込む等、利用者が当該文化財等へ到達しやすいように創意工夫すること。
- (6) 動画コンテンツの配信
例えば、無形民俗文化財などの、現地に訪問しても当日は観られない文化財について、その紹介ページ内等において動画コンテンツを配信すること。
- (7) スタンプラリー等の設置
Webサイト内に、スタンプラリー等の、楽しみながら県内を周遊するための仕掛けを盛り込むことで、外国人観光客が香川県の歴史や文化への理解を深められる工夫を行うこと。
- (8) 文化財現地等へ設置する看板制作等
外国人観光客が、文化財現地へ訪問した際に、簡易な方法で当該Webサイトへアクセスを促す看板等を制作すること。
- (9) 効果測定（下記4で掲げる指標の測定）
 - ①「各文化財への入込外国人観光客数」、②「各文化財に対する入込外国人観光客の満足度」の2つの成果指標が測定できる機能を当該Webサイトへ付与すること。
なお、上記数値について、発注者が随時取得できる仕様とすること。
- (10) 仕様端末における最適化処理
スマートフォン、タブレット及びPCそれぞれの端末において最適化される、レスポンスデザインに対応すること。なお、当該Webサイトは、文化財が所在する現地において多く利用されることが想定されることから、スマートフォン等のポータブル端末において操作しやすい画面構成とすることが望ましい。
- (11) 音声読み上げ機能の付与
- (12) 拡張性
コンテンツ内容の更新及び追加対応のため、拡張性を考慮した設計及び構成とすること。
- (13) SEO対策
検索エンジンが易く見つけやすい内部構造とすること。
- (14) アクセシビリティの確保
 - ①目標とする達成等級：等級AA（一部準拠）
 - ②適用とする達成基準：A及びAA
 - ③対象範囲
コンテンツ動画、電子地図及びPDFファイルを作成した場合は、上記①②で求める要件の対象外とする。
- ④試験の実施
日本工業規格JIS X 8341-3（高齢者・障がい者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第3部：ウェブコンテンツ）及びウェブアクセシビリティ基盤委員会の示す「JIS X 8341-3：2016試験実施ガイドライン」に基づく試験を実施し、適用する達成基準の要件を満たすことを確認した上で納品すること。なお、試験は、数ページを抽出し実施することとする。抽出の方法は、「JIS X 8341-3：2016試験実施ガイドライン」に基づく。また、達成基準を満たすことを示す試験結果資料（達成基準チェックリスト）を電子媒体（CD又はDVD）及び紙媒体で各1部提出すること。

【参考】ウェブアクセシビリティ基盤委員会「JIS X 8341-3：2016試験実施ガイドライン」

<https://waic.jp/docs/jis2016/test-guidelines/201604/>

(15) 動作環境等

当該Webサイトにおいて、別途サーバ等が必要となる場合は、受託者において用意することとし、その調達費用は本契約に含むものとする。

4. 成果指標と目標値

① 「各文化財への入込外国人観光客数」

【目標値】(各年度の合計) R2:20,000人、R3:22,000人、R4:24,000人、R5:26,000人、R6:30,000人

② 「各文化財に対する入込外国人観光客の満足度」

【目標値】(各年度の平均) R2:60%、R3:65%、R4:70%、R5:75%、R6:80%

5. 履行期間

契約締結日から令和3年3月12日(金)(2021年3月12日)までの間とする。

ただし、当該Webサイトの構築後に、スタンプラリー等の実証運用を行う必要があるため、Webサイト構築の大枠は、令和2年11月30日(月)までに一旦完了させること。

6. 成果物の著作権及び所有権

成果物に関する著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。)及び所有権は、公益社団法人香川県観光協会及び文化庁に帰属するものとする。

補助事業で作成した媒体(Webサイト・看板等)には、文化庁シンボルマーク

(<https://www.bunka.go.jp/bunkacho/symbolmark/>)及び本補助事業名等を掲載すること。

7. 企画書に盛り込む内容

(1) 業務の内容に関する具体的な企画案

① 企画書の基本コンセプト

② 本企画競争説明書中で明記すべきとされた事項等に関する記載内容

(2) 業務実施体制

(3) 作業工程

(4) 再委託等の有無及び予定(ただし、発注者側の承諾を要するものに限る。)

・再委託の有無を記載すること(ただし、発注者側の承諾を要するものに限る。)

・再委託する場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。

※発注者の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②に限る。

① 「業務の主たる部分」(業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等)・・・再委託を行うことはできない。

② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務

・・・再委託に際し、発注者の承諾を要する。

③ 「軽微な業務」(コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍、文献購入、消耗品購入、会場借上等)

・・・再委託に際し、発注者の承諾を要さない。

(5) 法人の概要等

・法人の概要

・担当者の氏名及び連絡先

(6) 参考見積(概算)及びその内訳

経費見積りは、それぞれの項目・単価等を具体的に明らかにした積算内訳とし、人件費や企画費、一般管理費などは、出稿料、交通費等の実費類と必ず区分して記載すること。

8. その他

(1)受託者は、(公社)香川県観光協会から作業状況の報告を求められた場合は、速やかに対応

すること。

- (2) 本業務の実施に当たり、計画に変更が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度速やかに（公社）香川県観光協会と協議を行い、了解を得た上で、誠実に業務を遂行すること。
- (3) 受託者は、本業務において何らかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。
- (4) 本業務は、文化庁の補助事業を活用して行っていることに留意すること。したがって、受託者は、当補助事業の事業目的や概要、補助要件を深く理解したうえで、その補助対象事業の範囲内で事業を成立できるようにすること。

※参考URL

(https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/tagengokaiseki_seibijigyo/92059901.html)

- (5) 本業務の実施により取得した個人情報、厳重に管理すること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の感染防止等の天災その他経済情勢の激変により、本事業の一部、または全部が中止となった場合は、別途、変更契約を締結することで、（公社）香川県観光協会が適切と認める範囲内において準備に要した費用等の委託料を支払うものとする（但し、契約限度額以内とする）。

以上